

工事等における猛暑期間や時間帯の現場作業の回避について（試行）

1 内容

対象期間(5/1～9/30)において、猛暑により熱中症リスクの増大や現場作業の効率低下が懸念される場合に、事前に監督職員に協議の上、現場作業を回避することができる。これにより工期(履行期間)の延長が必要となる場合は、回避した日数を上限に延長を請求することができる。

- ・ 現場作業の回避は、日単位・時間単位を問わない。
- ・ 現場作業の回避に要する費用や、回避に伴い工期(履行期間)の延長をした場合の延長にかかる費用は、受注者の負担とする。
- ・ 現場作業の回避期間は、工事(業務)の一時中止扱いとはしない。
(書類整理や資材手配等を想定)
- ・ 監督確認等の方法や時間については、監督職員と協議の上決定すること。

2 適用範囲

企業庁が発注する屋外作業のあるすべての工事および業務委託(測量、調査、設計、維持管理)に適用することとし、特記仕様書に対象工事等であることを明示する。ただし、現場条件や作業環境により適用困難なものを除く。

<適用困難な工事等の例>

- ・ 供用開始日が決まっており工期や履行期間の延長ができないもの
- ・ 民家等が近接しており早朝や夜間に騒音を発生させることができないもの など

3 特記仕様書の記載例

【工事の例】

第〇条 猛暑期間や時間帯の現場作業の回避

本工事は、別紙「工事等における猛暑期間や時間帯の現場作業の回避について（試行）」の対象とする。猛暑により現場作業を回避し、工期の延長が必要となる場合は、事前に監督職員に協議を行うこと。

【業務の例】

第〇条 猛暑期間や時間帯の現場作業の回避

本業務は、別紙「工事等における猛暑期間や時間帯の現場作業の回避について（試行）」の対象とする。猛暑により現場作業を回避し、履行期間の延長が必要となる場合は、事前に監督職員に協議を行うこと。

(注)本資料を特記仕様書に添付すること